

第1期中期目標期間見込評価説明資料 (平成26年度～平成30年度)



安心の地域医療を支える

JCHOの理念

我ら全国ネットのJCHOは
地域の住民、行政、関係機関と連携し
地域医療の改革を進め
安心して暮らせる地域づくりに貢献します

独立行政法人 地域医療機能推進機構の概要

1 設立：平成26年4月1日

2 機構の目的

病院、介護老人保健施設等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与すること

3 組織の規模（平成30年4月1日現在）

病院数：57病院（運営病床数 14,452床）

一般病床	療養病床	結核病床	感染症病床	合計
14,164	196	60	32	14,452

介護老人保健施設：26施設（入所定員数合計 2,479人）

看護師養成施設：7施設（1学年定員数合計 295人）

健康増進ホーム：1施設（入所定員数合計 79人）

地域包括支援センター：12病院・13センター

訪問看護ステーション：28施設

4 患者数（平成26～29年度実績）

入院患者数（1日平均）11,090人

外来患者数（1日平均）29,074人

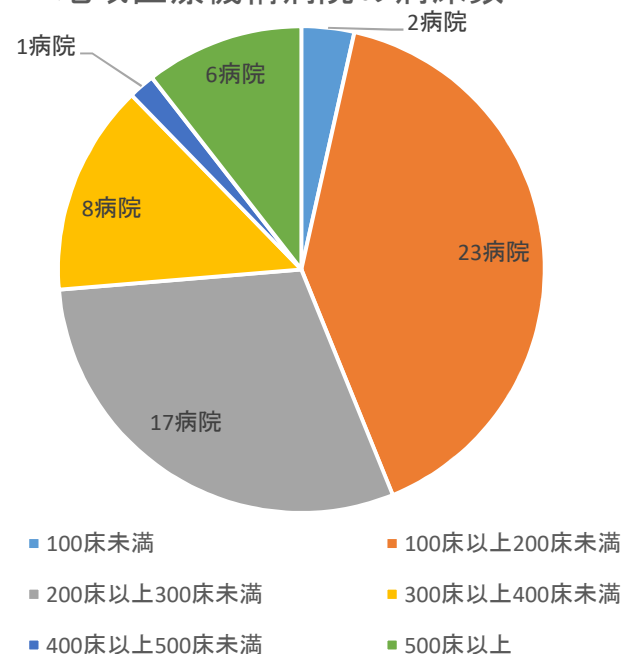
5 常勤役職員数（平成30年6月1日現在）

役員数：5人

職員数：約24,400人

（医師 約2,800人 看護師 約12,600人 コメディカル 約4,700人
福祉・療養介助 約2,000人 その他 約2,300人）

地域医療機構病院の病床数



中期計画(中期目標)	項目別 調査No.	年度評価						中期目標期間 評価	
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	30 年度	見込 評価	期間実 績評価
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
1 診療事業等									
(1) 地域において必要とされる医療等の提供 (2) 地域医療機構の各病院等に期待される機能の発揮 ① 地域医療支援機能の体制整備 ② 5事業の実施 (救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療) ③ 地域におけるリハビリテーションの実施 ④ その他地域において必要とされる医療等の実施	1-1	BO	BO	BO	AO	BO		BO	
(3) 5事業など個別事業・疾病に対する機構全体としての取組 ① 5事業 (救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療) ② リハビリテーション ③ 5疾病(がん、心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、精神医療) ④ 健診・保健指導 ⑤ 地域連携クリティカルパス ⑥ 臨床評価指標	1-2	AO	BO	BO	AO	BO		BO	
(4) 高齢社会に対応した地域包括ケアの実施 ① 地域包括支援センター ② 老健施設 ③ 訪問看護・在宅医療 ④ 認知症対策	1-3	AO	BO	AO	AO	AO		AO	
2 調査研究事業									
(1) 地域医療機能の向上に係る調査研究の推進 (2) 臨床研究及び治験の推進	1-4	BO	B	B	B	B		B	
3 教育研修事業									
(1) 質の高い人材の育成・確保 (2) 地域の医療・介護職に対する教育活動 (3) 地域住民に対する教育活動	1-5	BO	BO	BO	AO	AO		AO	
4 その他の事項									
(1) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供 (2) 医療事故、院内感染の防止の推進 (3) 災害、重大危機発生時における活動 (4) 洋上の医療体制確保の取組	1-6	B	B	B	B	B		B	

中期計画(中期目標)	項目別 調査No.	年度評価						中期目標期間 評価	
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	29 年度	30 年度	見込 評価	期間実 績評価
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項									
1 効率的な業務運営体制の確立									
(1) 本部・地区組織・各病院の役割分担 (2) 病院組織の効率的・弾力的な組織の構築 (3) 職員配置 (4) 業績等の評価 (5) 内部統制、会計処理に関する事項 (6) コンプライアンス、監査 (7) 広報に関する事項 (8) IT化に関する事項	2-1	B	B	B	B	B		B	
	2-2	AO	BO	BO	BO	BO		BO	
2 業務運営の見直しや効率化による収支改善									
(1) 経営意識と経営力の向上に関する事項 (2) 収益性の向上 (3) 業務運営コストの節減等	2-3	A	B	B	A	B		B	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項									
1 財務内容の改善に関する事項									
(1) 経営の改善 (2) 長期借入金の償還確実性の確保	3-1	A	A	A	A	A		A	
2 短期借入金の限度額									
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画									
4 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時はその計画									
5 剰余金の使途									
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項									
1 その他業務運営に関する重要事項									
(1) 中期計画における数値目標 (2) 積立金の処分等に関する事項 (3) 病院等の譲渡 (4) 会計検査院の指摘 (5) その他	4-1	B	B	B	B	B		B	

※重要度を「高」としている項目については各標語の横に「○」を付す
※難易度を「高」としている項目については各標語に下線

I 中期目標・中期計画の内容

(1) 地域において必要とされる医療等の提供

- ・各病院及び老健施設が果たしてきた取組の充実はもとより、地域での取組が十分ではない分野について、他の医療機関等とも連携しつつ、積極的に補完するよう努める。
- ・病院等の運営に当たり、協議会の開催等により、広く病院等の利用者その他の関係者の意見を聞いて参考とし、地域の実情に応じた運営に努める。

(2) 地域医療機構の各病院等に期待される機能の発揮

- ・すべての地域医療機構の病院等は、以下の①から④(※)までを満たす運営を行うように努める。

※ ①地域医療支援体制整備

- ア 地域の医療機関等との連携（地域医療支援病院の指定、紹介率・逆紹介率の向上）
- イ 救急医療を提供する能力を確保
- ウ 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保
- エ 地域の医療従事者及び地域住民に対する教育を行う

②5事業の実施（救急、災害、へき地、周産期、小児）

③地域におけるリハビリテーションの実施
（ア 急性期・回復期リハ、イ 維持期リハ）

④その他地域において必要とされる医療等の実施
（ア 地域包括ケア、イ 地域において必要とされる医師の育成）

（目標の設定方法）

「すべての地域医療機構の病院等は、以下の①から④までを満たす」という目標は、中期目標に「地域医療機構の病院等として満たすべき要件を定め、当該要件を満たした運営を行うよう努めること」と定められたため、設定したものである。

上記以外の移転等の目標については、定量的指標は設定していない。

【重要度「高」の理由】

医療介護総合確保推進法において、地域医療の医療機能分化の推進が求められており、これに基づき都道府県が策定する地域医療構想を踏まえ、地域の実情に応じて、各病院の診療機能や医療資源を活用することが求められている。また、地域医療機構において、地域協議会等を通じて地域における課題やニーズを把握し、地域において必要とされる医療等を提供することは重要である。

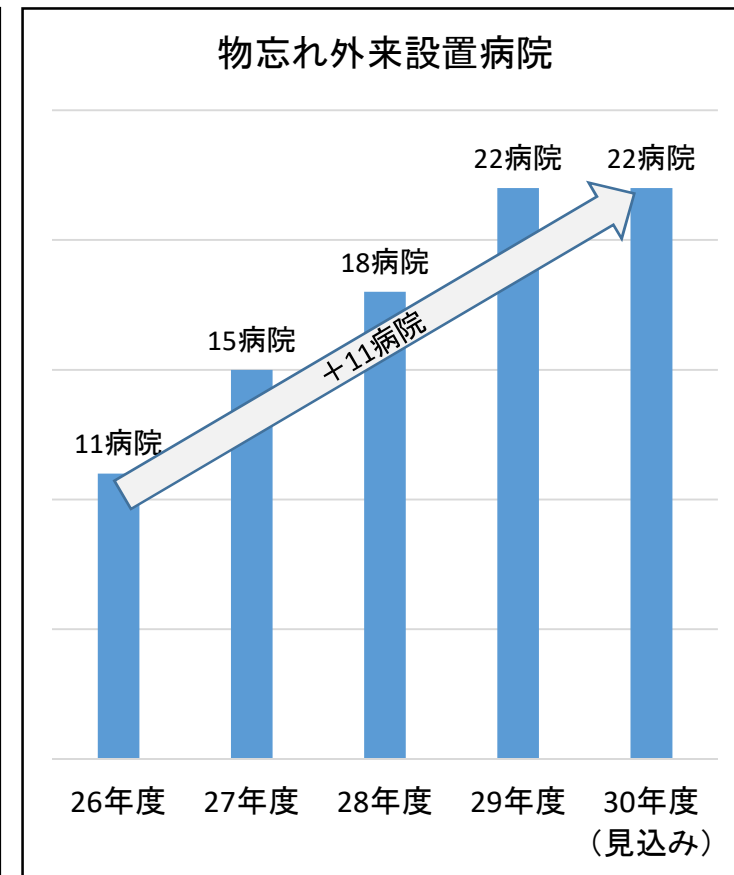
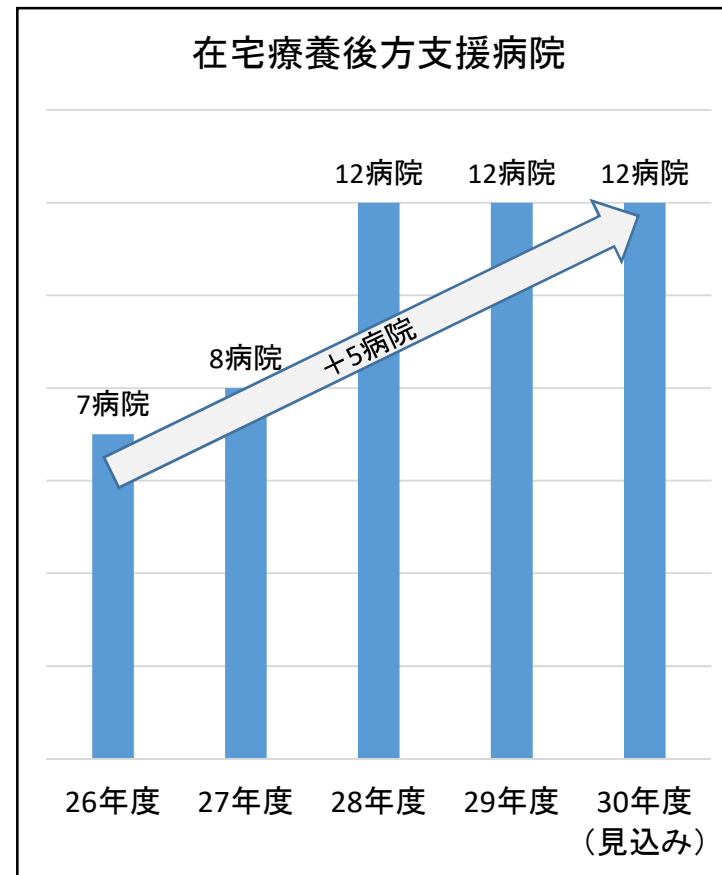
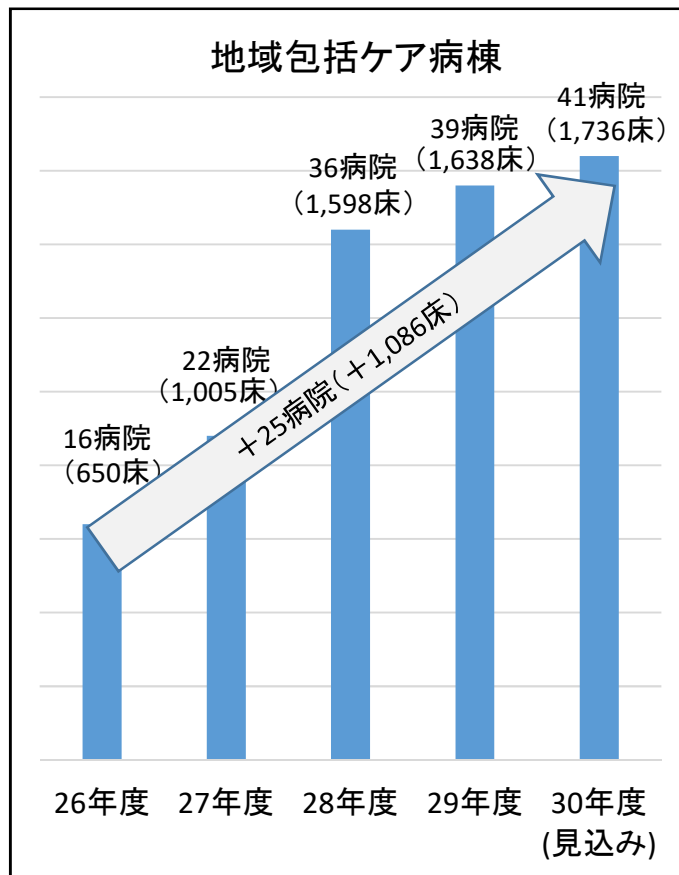
以下のとおり、各目標の達成状況を総合して、所期の目標を上回る成果が得られている（A）。

（1）地域において必要とされる医療等の提供

○地域のニーズに対応した病床機能への見直し（P 6）

各病院において、地域医療構想の議論や自治体等の意見を踏まえ、地域において必要な病床機能への転換を実施した。また、地域包括ケア病棟の取組については、医療専門サイトに掲載され、全国の医療従事者等に紹介された。

【病床機能の転換状況】



・松浦市からの移転要望

問題点	地域医療機構への要望
松浦市においては、 ①地域医療の核となる公的医療機関がない ②二次救急を担う医療機関もない といったことから、救急搬送の約7割が市外の医療機関へ搬送されている等、今後の医療提供体制の確保が困難な状態にあった。	松浦市は地域医療構想を踏まえ、地域医療機構に対し、佐賀県伊万里市に所在する伊万里松浦病院の松浦市内への移転を要望した。

・県を越えての移転建替えの実現に向けた取り組み

問題点	調整状況	対応結果
松浦市が属する「佐世保県北医療圏」の病床数は国が定める基準を上回っており、病院新設が困難な状況にあった。	松浦市で求められている地域医療の核となり、二次救急を担う医療機関であるとして地元自治体等の計9回の会議等をとおして様々な調整を地域医療機構職員が一体となって粘り強く進め、丁寧な説明により移転への理解を得た。	医療法の特例措置(※)の適用を長崎県に対して申請。 平成29年12月6日開催の長崎県医療審議会において上記特例措置を認め松浦市内での病院新設を承認した。
地域での合意は得られていたが、一部の医療機関より「87床での開設は既存の病院を圧迫する」との指摘があり、病床数の見直しを求められていた。	開設当初は67床で開始するものの、「建築にあたっては100床の建築を可とする付帯条件付き」での承認とし、将来的に地域に求められる医療の拡大が生じた際に対応できる体制を整えた。	地域のニーズの変化に対応し、県を越えての移転に道筋をつけた

※医療法の特例措置…原則、病院新設が認められない病床過剰地域でも、公的機関を含む複数の医療機関の再編で病床が減る場合、地域事情に応じて病院開設ができるとするもの。

その他5病院の移転の概要

①登別病院（H32.4開院予定）

移転経緯及び 移転先	現在地での病院運営継続が困難であることから、自治体等との協議を踏まえ、現在の温泉街から医療ニーズや利便性の高いJR登別駅近隣へ
移転後に担う 診療機能	①救急医療の強化 ②地域包括ケア病床の設置 ③回復期リハビリ病棟の設置 ④訪問看護の実施 ⑤在宅療養支援病院の取得
中期計画期間中 の取組	平成28年度 登別市及び関係機関と連携の上、12月に新病院の基本構想を公表 平成29年度 5月に入札公告、7月に業者選定を実施

②さいたま北部医療センター（H31.3開院予定）

移転経緯及び 移転先	平成25年12月にさいたま市と土地交換契約書及び財産交換契約に係る確認書を締結し、より医療ニーズや利便性の高いさいたま市北区役所の隣へ
移転後に担う 診療機能	①現在の一般病床163床の維持 ②小児救急医療の強化による小児入院の受入
中期計画期間中 の取組	平成28年度 4月に入札公告、7月に業者選定

移転に際して
地域に求められる
診療機能を果たせる
医療機関としての
役割を担うべく
自治体等と調整を
継続して行っている。

③湯河原病院（H32.4開院予定）

移転経緯及び 移転先	現在地での病院運営継続が困難であることから、町の中心に有る中学校跡地へ
移転後に担う 診療機能	①救急告示病院としての機能 ②訪問看護ステーションの設置 ③健康管理センターの設置
中期計画期間中 の取組	平成27年度 平成28年3月に移転先の土地売買契約の締結 平成28年度 平成29年3月に新病院の基本構想の公表 平成29年度 6月に入札公告、9月に業者選定を実施

④桜ヶ丘病院（開院予定日未定）

移転経緯及び 移転先	移転候補地選定に難航したが、静岡市と協議の上、より医療ニーズや利便性が高い静岡市役所清水庁舎跡地へ
移転後に担う 診療機能	自治体等からの要望を踏まえた新病院の病院機能を協議中
中期計画期間中 の取組	平成28年度 平成29年3月に静岡市と協議の上、より医療ニーズや利便性が高い静岡市役所清水庁舎跡地を新たな移転先とすることを決定

⑤大阪みなと中央病院（H31.9開院予定）

移転経緯及び 移転先	海に面して便が悪い現在の大阪港駅前から交通の便が良い弁天町駅前へ
移転後に担う 診療機能	①救急医療の強化 ②訪問看護ステーションの設置 ③地域医療支援病院の取得
中期計画期間中 の取組	平成26年度 平成27年3月に大阪市の弁天町駅前土地区画整理記念事業の一環として、大阪市と共同事業に係る協定書を締結 平成28年度 4月に入札公告、7月に業者選定を実施

○地域協議会（P10～11）

全ての病院において地域協議会を設置した。

開催回数 385回（平成29年度までの累計）
複数開催する病院 49病院

地域協議会での意見を踏まえた対応事例

1. 関係医療機関から、訪問診療を行って欲しいとの意見があった。



平成30年度の開始に向け、総合診療科による訪問診療の実施に向けた体制を準備を実施した。
（平成30年5月より訪問診療を開始した。）

【札幌北辰病院】

2. 地元医師会から、在宅療養患者の緊急時などに入院後方支援を行って欲しいとの意見があった。



平成28年度中に在宅療養後方支援病院を取得し、緊急時入院などの後方支援を強化した。

【人吉医療センター】

3. 病院利用者から、交通不便により病院で実施している市民講座への参加ができないとの意見があった。



自治会等へ出張し市民講座を開催した。

【秋田病院】

4. 行政関係者から、認知症対策を強化して欲しいとの意見があった。



精神科医師を招へいし、平成29年11月から物忘れ外来を毎週1日実施した。
（平成30年3月までに外来患者、入院患者合わせ約90人を診察した。）

【秋田病院】

(2) 地域医療機構の各病院等に期待される機能の発揮(P12~35)

ポイント

- ・中期計画に定めた期待される機能を発揮する病院数は平成25年度から順調に増加している。
 - ・特に右記②～④については平成28年度より57全ての病院で体制を整備した。
 - ・右記①～④のうち、未達成項目は、①地域医療支援機能の体制整備（地域医療支援病院の指定（200床以上が指定要件）及び紹介率・逆紹介率の向上）のみで、未達成の要因としては以下のとおりである。
 - 紹介率・逆紹介率の向上
 - ・200床未満の小規模な病院は、紹介患者より直接来院の患者が多い。
 - ・直接来院を抑制することは地域の医療機関と患者双方との調整や理解が必要なため困難。
 - ・以上、200床未満の病院にとっては達成が容易ではない高い目標であるが、平成29年度は22病院中13病院が目標を達成する等、中期計画達成に向け成果を上げている（詳細後述）。
- 加えて、目標達成が危ぶまれる病院には状況改善等のための取組（病院へのヒアリング等）を計画していることから平成30年度中の目標達成が見込まれる。
(57病院/57病院 = 100%が達成可能な限界最大値)

○国立がん研究センター中央病院との包括協定 (P16)

国立がんセンター中央病院と医療連携を主とした包括協定を平成30年2月に締結し、地元でも安心して療養できる体制を構築した。

【定量的指標】各病院に期待される機能の発揮

	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
計画値		-	31病院	40病院	49病院	全57病院
実績値	13病院	18病院	35病院	41病院	46病院	全57病院
達成度		-	112.9%	102.5%	93.9%	100.0%

内訳

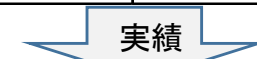
	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)	増減 (対基準値比)
①(体制整備)	17病院	29病院	40病院	41病院	46病院	全57病院	+40病院
②(5事業)	55病院	全57病院	全57病院	全57病院	全57病院	全57病院	+2病院
③(リハビリ)	56病院	56病院	全57病院	全57病院	全57病院	全57病院	+1病院
④(必要とされる医療等)	25病院	31病院	48病院	全57病院	全57病院	全57病院	+32病院
合計(①～④ 全て満たす)	13病院	18病院	35病院	41病院	46病院	全57病院	+44病院

「①地域医療支援体制整備」の中期計画達成の道筋

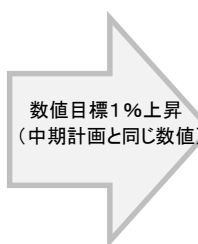
本部から病院への取組強化指示	効果
・紹介率、逆紹介率の未達成病院に対して、本部が、毎月進捗状況のフォローアップの実施 ・57全ての病院長に対して、通知による紹介率・逆紹介率の目標達成に向けた取組み強化指示	担当部署（地域連携室等）のみから病院長を始めとする病院職員が一丸となって取組む体制へ変化し、地域の現状を踏まえた改善策等の取組を実施



病院の取組事例	効果
1. 病院の広報誌の発行部数を増加させ、開業医に訪問する回数を増加させた。	訪問時には病院の広報誌等を活用して、自院の特色等を丁寧に説明し、患者の紹介を実施しやすい関係作りに努めた。
2. 入院時にかかりつけ医を確認する体制とし、退院時に患者の同意を得た上でかかりつけ医に紹介状を発行した。	逆紹介率向上につながった。
3. 毎週の医局ミーティングで紹介率、逆紹介率の数値を発表した。	数値を発表して医師への意識付けを行った。



	平成29年8月末	平成30年3月末	増減
紹介率未達成病院数	10病院	5病院	△5病院
逆紹介率未達成病院数	11病院	7病院	△4病院
上記のいずれかを達成していない病院数	14病院	11病院	△3病院
紹介率・逆紹介率達成病院数	43病院	46病院	△3病院



	平成30年5月末	平成31年3月末 (見込)
紹介率未達成病院数	2病院	0病院
逆紹介率未達成病院数	3病院	0病院
上記のいずれかを達成していない病院数	5病院	0病院
紹介率・逆紹介率達成病院数	52病院	57病院

Ⅲ 考慮すべき要素

- ・自治体等関係機関との調整を粘り強く進め、丁寧な説明により住民の理解を得ることで、移転に係る困難な問題を乗り越えて県を越えた病院移転等の道筋をつけた。
- ・また、大半が地方に立地する中小規模の病院であり、200床未満の病院にとっては達成が容易ではない高い目標であるにも関わらず、57全ての病院で数値目標を達成できる見込みである。

I 中期目標・中期計画の内容

① 5事業

ア 救急医療

- ・平成25年度に比し、救急車による救急患者の受入数について5%以上の増加を目指す。

イ 災害医療

- ・大規模災害が発生した場合には、被災地の実情に応じ、災害発生初期のみならず持続的に支援を行う。

ウ ヘき地医療

- ・へき地を含む医師不足地域への支援について、全国的なネットワークを活かして協力を行う。

エ 周産期医療

- ・平成25年度に比し、分娩数、ハイリスク分娩数及び母体搬送の受入数について3%以上の増加を目指す。

オ 小児医療

- ・平成25年度に比し、救急車による小児救急患者の受入数について5%以上の増加を目指す。

② リハビリテーション

- ・地域におけるリハビリテーション分野においてリーダーシップを果たす。市町村事業や地域の自主的活動へのリハビリテーション専門職の派遣も行う。

③ 5疾病

- ・地域のニーズを踏まえ、がん・心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・精神医療の充実、特に認知症対策を強化する。

④ 健診・保健指導

- ・効果的な特定健康診査等を実施して、生活習慣病予防をはじめとする予防・健康管理対策を実施する。

⑤ 地域連携クリティカルパス

- ・地域連携クリティカルパスの取組を推進し、実施病院数等の増加を目指す。

⑥ 臨床評価指標

- ・平成27年度を目途に、機構全体として標準的な臨床評価指標を定め、策定後は業務改善に活用する。

(目標の設定方法)

「救急車による救急患者の受入数」、「分娩数、ハイリスク分娩数及び母体搬送の受入数」、「救急車による小児救急患者の受入数」の数値目標は中期目標に「5事業について、これまで各病院で取り組んできた事業をさらに発展させていくこと。」と定められたため、その医療を取り巻く情勢等を考慮の上、平成25年度（法人設立の前年度の実績値）に比し、3%又は5%以上増加するように設定したものである。

上記以外の目標については、定量的指標は設定していない。

【重要度「高」の理由】

医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る必要がある。この政策を踏まえ、これまで各病院で取り組んできた事業を更に発展させ、地域のニーズに基づいた医療の提供を行うことは重要である。

以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている（A）。

（3）5事業など個別事業・疾病に対する機構全体としての取組

①5事業

ア 救急医療（P38～39）

救急需要の増加に対応し、地域の行政機関や住民からの受入増の要請に応じて以下の取組を行い、全病院において救急患者の増加に取り組んだ。

- ①医師の配置等の体制強化
- ②院長主導による救急搬送依頼を基本的には断らないことの意味統一
- ③救急隊との意見交換の実施による円滑な受入等の取組

結果

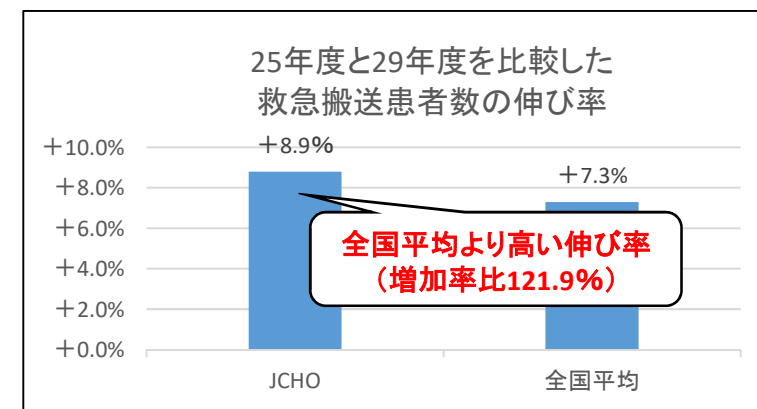
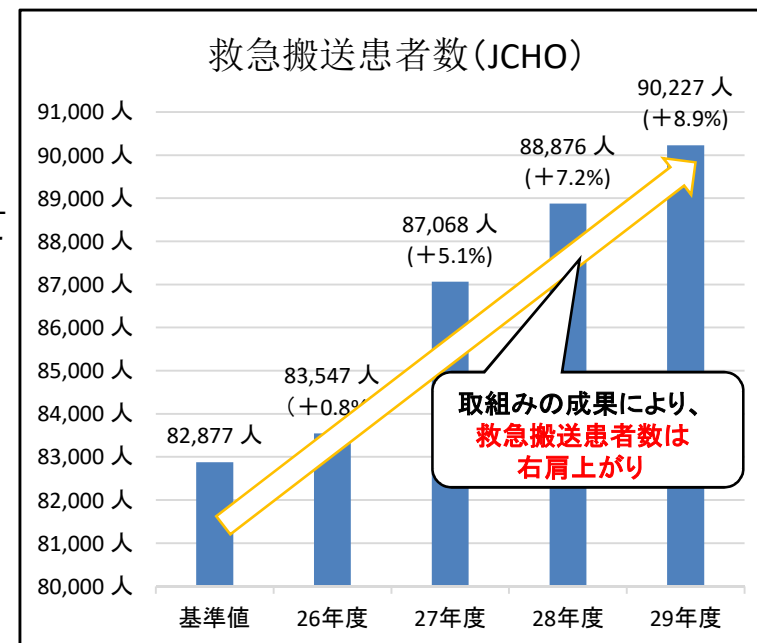
ポイント

平成30年度に目標達成が見込まれる理由

- ・ 中期計画の目標（平成25年度と比して5.0%以上の増加）を大きく上回る8.9%の増加を達成した。
- ・ 平成27年度5.1%増加、平成28年度7.2%増加と3期連続で中期計画の目標を前倒して達成している。
- ・ また、増加率が全国平均7.3%の増加より高い水準（増加率比121.9%）となった。

【定量的指標】 救急車による救急患者の受入数

	基準値 (25年度)	26年度	27年度	28年度	29年度
計画値		－	84,535件	85,363件	86,192件
実績値	82,877件	83,547件	87,068件	88,876件	90,227件
対基準値増減率		+0.8%	+5.1%	+7.2%	+8.9%
達成度		－	103.0%	104.1%	104.7%



※全国平均は平成25年1月～12月と平成29年1月～12月を比較した場合の数値の伸び率である。

出典：平成25年度中の救急出動件数等（速報値）（平成26年3月28日）及び平成29年度中の救急の救急出動件数等速報値）（平成30年3月14日）

JCHO 独立行政法人 地域医療機能推進機構